

令和4年度 海田町立海田東小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海田町立海田東小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校・遅刻・欠席・外出)

第2条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、望ましい生活習慣づくりをするために、次のように規定する。

- (1) 登校は、学校と地域が協力し、地域の保護者が主となって編成した班によって交通ルールを守り、安全に注意して並んで登校する。班長は、原則、最高学年児童が務める。
- (2) 始業時刻は、8時10分とし、学習活動が開始される場所で座席等についておく。
- (3) 終業の後、毎月配付する下校時刻一覧に記載されている時刻以降に児童が学校に残ってはならない。但し、補習・指導等で残る場合は、担任等と保護者が連絡をとり、校長の許可のもと学習等を行うことができる。
- (4) 欠席および遅刻の場合、8時10分までに、保護者がその事由を連絡帳または電話で、学校に連絡する。遅刻して登校する場合は、最初に職員室に報告してから自分の教室に入る。
- (5) 登校後は、教員の許可なく校外に出てはならない。

(頭髪)

第3条 頭髪については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中できるようにするため、次のように規定する。

(1) 髪型等全般

男女とも、奇抜な髪型は禁止する。男子は、短髪、女子で髪が長い場合は、耳上部より低い位置で1本または2本に束ねた髪型を基本とする。

(2) 頭髪の長さ

一部だけを極端に長くしたり、短くしたり、そり込んだりすることを禁止する。男女とも前髪は、目にかからないようにする。女子は、前髪を黒、紺の目立たないピンで留めてもよい。

【男子児童】

横髪は、耳を隠さない長さとする。後ろ髪は、ポロシャツの襟の下を越えない長さとする。

【女子児童】

髪が肩にかかる場合には、黒、紺の目立たないゴムで1本または2本に束ねる。三つ編みも可。

(3) 染色・脱色・着毛・整髪料

疾病の理由を除き、脱色、染色、各種パーマ、着毛、整髪料は禁止とする。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第4条 化粧・装飾・装身具・不要物について次のように規定する。

- (1) 口紅、色付き・匂い付きリップクリーム、ネイルコスメ等の化粧・装飾類の一切をしない。
- (2) ピアス・指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、カチューシャ、ミサンガ等の装身具の一切を付けない。
- (3) まゆ毛はそり落としを含め、そったり、切ったり、整えたりしない。
- (4) 携帯通信機器全般、パソコン類、ゲーム類マンガ、化粧品、お菓子、刃物、危険物、その他学校での学習活動に不必要なものの持込は禁止する。

(服装、持ち物等)

第5条 基準服等の服装については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中し、社会で認められる人格の基礎を養うことができるよう、次のように規定する。

(1) 基準服

①冬服(4月～5月、10月～3月)

白のカッターシャツ(女子はブラウス)またはポロシャツ。男子は、紺色半ズボン。女子は、紺色プリーツスカート。上着(紺色)

②夏服(6月～9月)

男女とも、白のカッターシャツ(女子はブラウス)またはポロシャツ。男子は、紺色半ズボン。女子は、規定のプリーツスカート。

③特に寒い日の通学

上着と共にベスト・セーター・カーディガン（色は無地またはそれに近いもので白・黒・紺色で袖や裾が基準服から出ないようにする）、あるいはジャンパー類（色は白・黒・紺色で無地またはそれに近いもの。フード付きのものは安全のために登下校中にフードを使用しない。）を着てもよい。ただし、ベスト・セーター・カーディガンなどだけでは登下校しない。それらを着る場合は、必ずその上に基準服の上着を着用する。半ズボンの上やスカートの代わりに長ズボン（黒、紺色）を着用してもよい。ただし、校舎内では半ズボン、スカートをはいて過ごす。風邪等で校舎内でも長ズボンを着用したいときは、担任に連絡帳等を通じて保護者が連絡をする。**カイロについては、貼るタイプのもは、許可する。手持ちタイプのカイロは、安全上、授業への影響から使用不可とする。**

④上着については、気候に合わせて6月1日、10月1日から前後1か月程度を衣替え移行期間とする。

⑤男子の半ズボンの長さや女子のスカートの長さは、極端に長いものや短いものは禁止する。（女子のスカートは膝がかくれる程度が基本）

⑥基準服のボタンは全て留める。

⑦基準服の変形はしない。

⑧学校が定める名札を左胸の位置に付ける。

⑨カッターシャツ、ポロシャツ等は、ズボン・スカートから出さない。

⑩カッターシャツ、ポロシャツの下には、衛生面、健康面を考慮し、できるだけ下着を着用する。色は白またはベージュとし、柄物のTシャツや襟口・袖口から見える下着は禁止する。

⑪靴下は、無地の白・黒・紺色・**灰色**とする。（柄物やワンポイント・ルーズソックス、膝上のハイソックス、くるぶしまでのスニーカーソックスは不可）

⑫特に気温の低い日は、タイツ・スパッツ（無地で白・黒・紺色・**灰色**）を着用してもよい。

⑬通学靴は、白色の運動靴（ライン・マーク等も全て白色）かかとを踏まない。

⑭悪天候の場合は、長靴で登校してもよい。

⑮夏季には、首用のクールタオルを登下校時に着用してもよいが、奇抜であったり、華美であったり、安全上問題があったりするものは禁止する。校舎内では着用しない。

⑯冬季には、マフラー・ネックウォーマー（白・黒・紺色）、手袋、イヤーマフ（外の音が聞こえるもの）等の防寒着を登下校時に着用してもよいが、奇抜であったり、華美であったり、安全上問題があったりするものは禁止する。校舎内では、防寒着は着用しない。休憩時間中のマフラー・ネックウォーマー、手袋、イヤーマフの使用は、安全上の問題で禁止する。

⑰登下校では、安全・紫外線対策として必ず黄色帽子を着用する。

(2) 体育時の服装

①各自で、名前を記した布を縫いつけた（または貼り付けた）白色体操シャツを着用する。冬季は長袖も可。

②紺色のハーフパンツ。

③適切な長さにゴムひもが調節された赤白帽子。

④水泳の水着等は、別途、学校より保護者に知らせる。

⑤特に気温の低い日は、体操服の上に動きやすいトレーナー（白・黒・紺色）を着てもよいが、担任の指導で脱ぐ。

(3) 上靴

①白色を基本としたスクールシューズ。つま先の部分などに一部着色されているものも可。かかとを踏まない。

②かかと部分とつま先部分に名字または名と名前を記す。

(4) 学用品等

①シャープペンシル等、書く又は描く学習に必要なでないものは禁止する。

②筆箱や文房具等に付属する絵や飾りは学習の妨げになる恐れがあるので禁止する。

③各自の学習を適切に進めることができるようにするため、鉛筆を毎日削ったり、ものさし、消しゴム等を必要なだけ準備したりする。

④その他、学習に必要なものは適切に準備し、学習に必要なものや集団生活・学習の妨げになるものの持込を禁止する。

(校内の生活)

第6条 校内の生活については、安全、安心、児童の自立と自律を目的に次のように規定する。

(1) 授業

①時間を守る（着席してチャイムを聞く）。

②授業前後のあいさつや呼名後の返事を相手に伝わる声と態度で行う。

③授業妨害（私語、立ち歩き、奇声、音出し、教師の指示に従わない等）をしない。

④どの学習活動にも一生懸命取り組む。

(2) 休憩時間

①校内放送は、会話をやめ動きを止めて、静かに聞く。

②特別教室や少人数教室、体育館、他の教室には勝手に入らない。

③ろうか等、安全に気を付けて右側を歩く。

④非常階段、本館校舎東側、新館校舎北側、道路、駐車場、体育館南側と西側、校舎や体育館周辺のコンクリート部分では遊ばない。

⑤学校の施設や道具、草花や樹木を大切にす。器物等を破損した場合は、速やかに届け出る。破損については、故意である場合には弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。

⑥特別教室等への移動は、学級でまとまり、担任の先導で二列または一列で黙って移動する。原則として特別教室の施錠・開錠は教職員が行う。

⑦校内・登下校において、一部の友人で手紙交換をしたり、プレゼント等をしりすることは禁止する。

(3) 保健室の利用

①体調がすぐれない場合の保健室の利用時間(観察・休息时间)は、45分程度とし、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をし、保護者が迎えに来る。

②児童が保健室を利用する際は、必ず担任にその旨を伝える。

③養護教諭と担任で連携をとり、児童の体調の様子から保健室での休養が必要ないと思われる児童は保健室で休養しない。

(4) 給食

①ワゴンの返却時刻に遅れないように給食を終了する。

②衛生・健康・保健上の教育的目的を達成するために、児童のアレルギーや宗教上のタブーに配慮しながら、バランスよく給食を食べさせる指導が行われる。しかし、時間を大幅に過ぎて、児童がワゴン返却場所へ個別に食器を片付けることはしない。

(5) 掃除

①掃除時間に間に合うように掃除場所に移動し、掃除に関係の無いことを喋らないで時間いっぱい掃除を行い片付けも静かに行う。

②雑巾は、流して直接洗わず、バケツを使用する。使用した水は手洗い場の専用の流し場に流す。

(6) 教育相談

児童・保護者が相談したいことがある場合、相談室等で担当教員や管理職、養護教諭等と相談することができる。また学校に月に1回配置されるスクールカウンセラーと海田中学校に週1回配置されるスクールカウンセラーを利用できる。また、学校は校外の相談機関も積極的に紹介する。

(7) その他

卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、事務室または職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、警告したにもかかわらず、校外に移動しない場合、学校は警察に通報する。

第3章 校外での生活に関すること

(家庭・地域での生活)

第7条 家庭・地域では、次の事項を守り、安全・安心かつ健全に生活ができるようにする。

(1) 外出の場合は、行き先・帰宅時刻を家族に伝える。

(2) 児童だけで校区外(友だちが住んでいるところの範囲外)に出ない。

(3) 児童だけでの、コンビニ、スーパー、ゲームセンター等全ての店舗の出入りは禁止する。

(4) 4月から9月末までは、18:00まで、10月から春休み最後の日までは、17:00までに帰宅しておく。

(5) パソコン、携帯電話、その他通信端末を使つての児童のインターネットの使用は、原則禁止する。各家庭の事情等でやむを得ず、通信端末等を使用する際は、保護者が全ての情報を知りえた状態、適切な管理の下で使用する。

(6) カード、ゲーム、金銭等の貸し借り、おごり合いは禁止する。

(7) 1~3年生は、保護者の目の届くところで自転車を使用する。4年生以上は、交通ルール、マナーを守り、下り坂・横断歩道・線路の踏切等では押して歩く等安全に気を付けて自転車を使用する。

(8) エアガン等の飛び道具・玩具、刃物、ライター、マッチ等危険物の使用を禁止する。

(9) 子どもだけで、川、池、高い所、せまい所、入つてはいけない所、危ないものがある所、工事現場、他人が管理している所等へ行くことを禁止する。

- (10) 石や硬い物、重いものを人や車、建物、田や畑に投げることを禁止する。
- (11) 地域のルールやマナーを守る。
- (12) その他、万引き、自転車盗、火気乱用、無断外泊、夜間徘徊・外出等の行為や触法行為は、児童の反省・更正・成長のために警察に連携・相談・通報する。

第4章 特別な指導

(問題行動への特別な指導)

第8条 特別な指導は、児童の発達段階や問題行動の内容によって決めていく学校での反省指導のことである。児童に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に生かすための指導・援助となるようにする。問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性を考慮する。本校の定める指導段階は次の通りとする。

段階	問題行動	指導場所	指導者	備考
第一段階	①服装規定違反が繰り返される場合 ②授業中の態度に問題がある場合 ③不要物を持ち込んだ場合 ④人としてのマナーに反する言動を行った場合 ⑤登下校や道路等におけるマナー違反 ⑥いじめに関係している場合 ⑦その他、学校が教育上指導を必要とすると判断をした場合	生徒指導室 会議室	生徒指導主事 担任	本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡(必要に応じて)
第二段階	①第一段階の指導で改善が見られない場合	生徒指導室 校長室	校長または教頭または主幹 教諭 生徒指導主事 担任	第一段階の指導をふまえた保護者の面談(必要に応じて)
第三段階	①第二段階の指導で改善が見られない場合 ②暴力行為(対教師、児童間、対人、器物破損) ③飲酒・喫煙及び準備行為(購入、所持) ④いじめに加わっている(直接加害、はやし立て、指示)場合 ⑤指導無視、暴言 ⑥家出及び深夜及び夜間徘徊・外出 ⑦金品強要、不良集団への加入及び参加、不健全娯楽や不純異性交遊 ⑧その他、法令・法規に違反する行為等、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	生徒指導室 校長室	校長または教頭または主幹 教諭 生徒指導主事 担任	第二段階までの指導をふまえた学校からの懲戒(校内反省個別指導)及び場合によっては、教育委員会・警察と連携

反省指導の期間等の決定は、児童の発達段階等を総合的に判断し、校長が行う。

第5章 その他規程に関すること

(規程の周知)

第9条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等で、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

- (1) 学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。
- (2) 本規程とは、別途「東っ子の学び」により、児童が理解しやすいようにしたり、詳細を規定したりする。

附則

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 この規程は、平成25年4月1日より施行する。 | 6 この規程は、平成31年4月1日に一部改定する。 |
| 2 この規程は、平成26年4月1日に一部改定する。 | 7 この規約は、令和2年4月1日に一部改定する。 |
| 3 この規程は、平成27年4月1日に一部改定する。 | 8 この規約は、令和3年4月1日に一部改定する。 |
| 4 この規程は、平成29年4月1日に一部改定する。 | 9 この規約は、令和4年4月1日に一部改定する。 |
| 5 この規程は、平成30年4月1日に一部改定する。 | |